



LINE UP

CONTENTS

- **今年もお世話になりました**
長崎オフィス所長よりご挨拶
- **修繕費と資本的支出** 2P
- **スーパーシティ、デジタル田園健康特区について** 3P
- **スミッシングメールに注意を!** 3P
- **税務カレンダー・相談役からの一言** 4P
- **決算書は「企業の健康診断書(過去)」**
経営計画書は「企業の処方箋(未来)」 特別編1-2P
- **まだ間に合う! 電子帳簿保存法 第1回** 特別編2P



Message

今年もお世話になりました

早いもので、2022年もまもなく終わりですね。年々、一年が過ぎるのが早くなっているように感じます。今年も一年間、多くの皆様にお世話になりました。ありがとうございました。

一年間の締めくくり今年を振り返ってみると、国外ではロシアによるウクライナの侵攻、国内では安倍元首相が銃撃され亡くなられた事件が強く印象に残っています。

ロシアのウクライナ侵攻では、当初は短期間でロシア軍がウクライナの首都を占領すると言われていましたが、予想を覆してウクライナ軍はロシア軍を阻止し、押し返しつつあります。そうなった理由として専門家が挙げていたのが、ウクライナ軍がロシアの侵攻を想定して早くから備えていたことでした。リスクを想定し、それに備えておくことがいかに大事で有効かを示す事例だと思えます。今も多くの両軍兵士やウクライナ市民に犠牲が出ています。一刻も早く、両国に平和が訪れることを願っています。

安倍元首相の銃撃事件は、旧統一教会についての問題に拡大し、多くの政治家が選挙協力などを通じて旧統一教会と関係を持っていたことが発覚しました。問題あり、とわかっている団体となぜ付き合っていたのかと不思議に思いますが、選挙協力という即物的な理由のほか、周囲の政治家も付き合っているのだから大丈夫だろう、という集団心理もあったのではないのでしょうか。自分たちの行動は正しいのか、社会的に、第三者的にどう見えるのか、を常に考えることが大事だと思えました。

仕事に関しては、今年は補助金の申請が多く、弊社が顧問をしているお客様のみならず、お客様や取引先様からご紹介をいただいて顧問先以外のお客様のお手伝いもさせていただきました。IT導入補助金は約30件、事業再構築補助金は10件弱の採択の実績ができました。

事業承継の相談も複数あり、うち1件は無事に引き継ぎ先が見つかり話がまとまりました。オーナーは譲渡代金を退職金代わりにしてハッピーリタイアメントができ、社員の皆さんはそのまま雇用継続ができました。取引先も事業が継続されてホッとしたそうです。相手探しは簡単ではないですが、検討してみる価値はあると思います。

これらは弊社の本業である税務会計からは少し外れますが、地元の経済や社会のお役に立てる仕事だったと思います。2023年もクライアントのお役に立てる仕事を幅広くおこなっていきたいと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

それでは皆様、よいお年をお迎えください!



内田会計グループ 代表
長崎オフィス 所長

税理士 内田 佳伯

修繕費と資本的支出

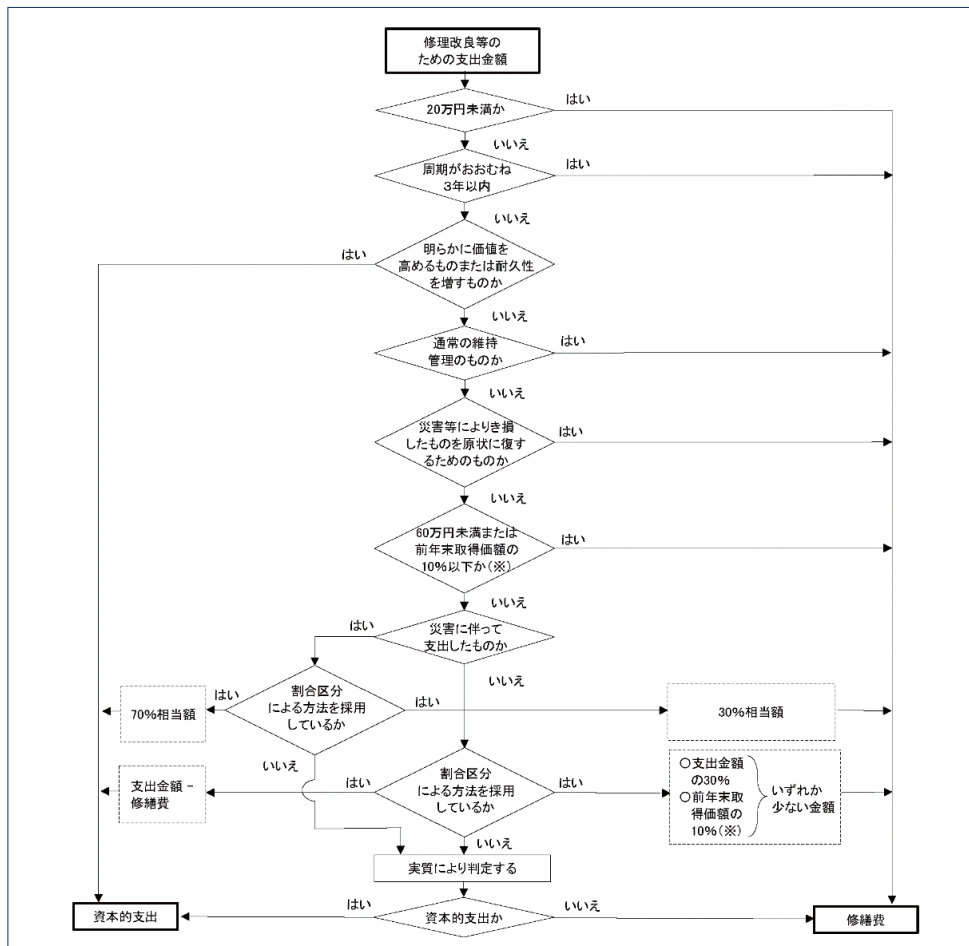
早いもので令和 4 年もあと残すところわずかになり、年が明けると所得税の確定申告が始まります。

申告の際によくある質問が、所有する固定資産等に修理、改良をした場合の経費の計上の仕方があります。修理、改良の規模や内容等により「修繕費」と判断し、その年の必要経費として一括して計上するのか、資本的支出と判断し減価償却資産として定められた年数で計上していくかの判断が必要となります。一般的に固定資産の修理、改良のために支出した金額のうち、通常行われる建物の外壁塗装など固定資産の維持管理や原状回復のために要したものは「修繕費」となります。

一方、その修理、改良等が旧型の物から最新式の機能を有する物に交換するなど、固定資産の使用可能期間を延長させ、または価値を増加させるものである場合は、修繕費とならず「資本的支出」となります。この場合の判定は、「修繕費」や「改良費」などの名目によって判断することなく、その実質によって判断します。例えば次のような支出は「修繕費」ではなく「資本的支出」になります。

- ①建物の避難階段の取付けなど、物理的に付け加えた部分の金額
- ②建物の収納スペースを居住用にするなど用途変更のために直接要した金額
- ③機械の一部を特に品質や性能の高いものに取替えた場合で、その取替えの金額のうち通常の見取替えの金額を超える部分の金額

ただし、上記に該当するものでも、その修理や改良の金額が 20 万円未満の場合またはおおむね 3 年以内の期間を周期として行われるものは「修繕費」とすることができます。その他にも修理等の原因が災害による場合などいろいろな判定基準があるので、下記のフロー図を目安に判断してください。



スーパーシティ、 デジタル田園健康特区について

税理士法人 内田会計事務所 税務相談室 室長
税理士 **内田 尚生**



去る11月6日、出島メッセで行われた表題のセミナーに参加してきました。元国務大臣・現参議院議員の片山さつき氏が講師となり、予定の1時間を大幅に超える2時間弱にわたり、約100名の地方議員、金融関係者、コンサルタント等が出席して開催されました。

国家戦略特別区域(通称：国家戦略特区)とは、「地域振興」と「国際競争力向上」を目的に規定された経済特区です。このために地域を絞り、区域内に限り従来の規制が大幅に緩和されます。

スーパーシティが幅広い分野でDXを進める「未来社会」志向であるのに対して、デジタル田園健康特区は、人口減少、少子高齢化等、地方で問題とされている課題に焦点を当て、先駆的に問題解決を図ることが重視されています。人口減少が著しく、離島の多い長崎県は多くの課題を抱えていますが、民間の自助努力では限界があります。税金が投入されるためハードルが高いのはやむを得ませんが、官民が一体となって長崎ならではの提案を実現して欲しいと思います。

セミナーの最後に某県議会議員が「長崎はコロナがなかったとしても大変な状況は変わらない、県民が現状を認識し知恵を出し合うことが大事」と話されていたことが強く印象に残りました。お客様と個別に税務会計の話をする機会が多い私どもですが、普段と違う視点で長崎を考える一日となりました。

紹介 **内閣府ホームページ 国家戦略特区**

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/index.html>

スミッシングメールに注意を！

株式会社 内田会計事務所 IT支援課 課長代理
東野 宏和

年末年始等の長期休暇の時期はパソコンのウイルス感染やネット詐欺のリスクが高まってきます。最近では**スミッシングメール**というものが流行しています。

スミッシングメールとはスマートフォンのショートメッセージ(SMS)を使ったフィッシングメールの事でAmazonや携帯キャリア、国税庁、運送会社等様々な企業を装い料金未納やアカウント更新のメールが届き、文面のURLから偽サイトにアクセスさせてログインID、パスワード、個人情報、金融情報等を入力させて詐取する手口です。

こうして詐取された個人情報は悪用され、各Webサービスのアカウントを乗っ取られたり、クレジットカードの不正利用等に使用されたりすることが考えられますので、怪しいメールを受信したらURLをクリックせずにメールを削除することをお勧めします。

もし誤ってクリックしたとしても偽サイトでID、パスワード、個人情報等を入力しないようにしましょう。

スミッシングメールの一例

Amazonの例①

Amazon アカウントの情報を更新する必要があります。 <https://account.amazon.com/>

Amazonの例②

Amazonお客さま決済に異常ログインの可能性が有りますウェブページで検証をお願いします。 <http://jp-amazon.com/xyz>

通信会社の例①

【重要なお知らせ】通信サービスは利用停止される場合がございますので必ずご確認ください。 <https://cutt.ly/xxxx>

通信会社の例②

【auからの重要なお知らせ】ご利用金額が設定した金額を超えました。ご確認が必要です。 <https://bit.ly/xxxx>

運送会社の例

お客様宛にお荷物のお届けにあがりませんが不在の為持ち帰りしました。下記よりご確認ください。 <http://sxxxx.com>

国税庁の例

【国税庁8月12日】未払い税金お支払いのお願い。ご確認ください。 <https://cutt.ly/xxxx>

Calendar

税務カレンダー



12月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA	1月	SU	MO	TU	WE	TH	FR	SA
					1	2	3		1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10		8	9	10	11	12	13	14	
11	12	13	14	15	16	17		15	16	17	18	19	20	21	
18	19	20	21	22	23	24		22	23	24	25	26	27	28	
25	26	27	28	29	30	31		29	30	31	※	は冬季休業期間			

- 給与所得の年末調整
【調整時期】 本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除・配偶者控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
【提出期限】 本年最後の給与の支払を受ける日の前日
- 固定資産税第3期分の納付
【納期限】 12月中において市町村の条例で定める日
- 納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額の納付(令和4年6月～11月分)
【納期限】 12月12日(月)

- 10月決算法人の確定申告
【申告期限】 1月4日(水)
- 4月決算法人の中間申告
【申告期限】 1月4日(水)

冬季休暇のお知らせ

下記の期間お休みさせていただきます。期間中はご不便をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

令和4年 12月28日(水) 13時～ 令和5年 1月4日(水)



Column

相談役からの一言

経営環境

今年も師走の月になりました。皆様お元気でしょうか。新型コロナウイルス感染について第8波が、またインフルエンザとの同時流行が感染症専門家の間で心配視されていますので今後も基本的な予防対策は必要です。

ほとんどの経営者は今年も新型コロナの影響を受けた1年だったと拝察いたします。経営者にとって重要なことは自社の経営環境の認識です。経営環境は経済状況によって左右されます。経済状況→経営環境→経営方針の決定、この流れで経営をしていかないと時流にマッチした経営ができません。仕事柄多くの経営者と話をする機会がありますが、成功した経営者は殆どが世の中の経済状況と自社の経営環境を熟知されています。経済の将来予測は専門家でも正確に言い当てることは難しいです。様々な過去データを駆使して予測しますが経済は過去の延長線

上にあるとは限りません。しかし日本の将来に間違いなく発生することがあります。それは人口の少子高齢化です。生産年齢人口(15～64歳)が減少し高齢者が増加するという予測は確定しています。特に長崎市は全国の自治体の中でも流出人口が多く、中でも生産年齢人口に至っては、2040年に全人口の5割を割ります。長崎ばかりでなく将来の日本で間違いなく起こる少子高齢化と人口減少はビジネスに大きな変化をもたらします。経営がピンチになるのか、それをチャンスにするのか、経営者の経営判断が問われます。内田会計グループは経営者にとって必要な情報を随時提供して参りますので経営判断の参考にしていただければ幸甚に存じます。情報を経営に活かすことは経営者にとって重要です。

今年も皆様には大変お世話になりました。来年もよろしくお願い申し上げます。良いお年をお迎えください。
相談役 内田延佳

内田会計グループのご案内

お問い合わせ・ご相談はこちらまで

- 税理士法人 内田会計事務所
- 株式会社 内田会計事務所
- 一般社団法人 長崎バックオフィスソリューションズ
- 有限会社 医療福祉評価センター
- 行政書士内田佳伯事務所

 **095-861-2054** (平日 9:00-18:00)

 info@uchida.or.jp

 <http://www.uchida.or.jp>

【長崎オフィス】

〒852-8008
長崎県長崎市曙町4番9号
TEL: 095-861-2054 FAX: 095-862-8885

【島原オフィス】

〒855-0802
長崎県島原市弁天町2丁目7396-4 サムティ島原ビル2階
TEL: 0957-62-0555 FAX: 0957-62-0556